時事新報

宗教不問(前號の續き)

宗教の世道人事に關係あるは一にして足らずと雖も其最も大なるものは死生幽明の境を司る葬祭の一事なり然して佛教には千餘年來既に夫れ〳〵寺院もあり墓地もありて各檀家中祭祀の事は寺院に托し又其遺骸は所屬の墓地に納められて至極便利なりしなれども信者に困難なるは耶蘇教信徒の葬祭にして佛教の寺院に依頼せんか拒まるゝは必然にして之が爲めには近來各地方に苦情を生じたるとも多しと云ふ元來我輩は獨り佛教に私するにあらずと雖ども佛教寺院が外教信徒の埋葬を拒むの一事は正當の理由ありと認めざるを得ず同じ佛教の中に在ても甲乙各々門派を異にすれば異門者の埋葬を悦ばざるの習慣なるに況んや耶蘇教徒の埋葬に於てをや之を肯せざるも決して無理に非ず試に地を換て耶蘇教の禮拜堂に佛教信者の遺骸を持往き讀經供養して其冥福を吊ひたる後之れを耶蘇教徒所屬の墓地に葬むらんとしたらば耶蘇教徒は果して快く承諾すべきや日本の佛教信徒が西洋に在て斯る事を耶蘇教の寺院に托したらば斷然拒絶せらるゝは明白なると與に共に日本に於て佛教寺院が耶蘇教徒の埋葬を屑とせざるの理も亦併て判然たるべし

社會百般の事は時代の先後を以て輕重を成し所謂新參古參の別より人事に優劣を生ずるは免れざるの數なれば佛教も千餘年前に傳はりたる一種の特色に依頼して教法に其力を添へ今は全國到る處に寺院あらざるなし其信徒の往生するや寺院に遺骸を托して安心を求め生々死々の境に悠々たり即ち佛教一種の特典なれども之に反して耶蘇教の公然と日本社會に傳はりたるは僅々十數年來に過ぎず其時代甚だ淺ければ未だ該宗限りの寺院あるにあらず即ち此優劣は時代の相違に依る者にして耶蘇教信徒の不便は其咎を時代に歸する外ある可らず然るに佛教信徒の寺院が耶蘇教信徒の埋葬を拒むは不正なりとて立法者が之に干渉し一朝にして佛教寺院千餘年來の特効を奪はんとするともあらば我輩は經世の爲めに之を取らざるなり日常諸般の人事に至りては耶蘇信徒なりとて其權利に輕重ある可らざるは無論なりと雖も唯宗教の異同に由來する宗教上の便不便は經世家の一切問ふ可き限りに非ず之を社會の習慣に一任するの外あらざれば耶蘇教に前條の不便あるも全く時代先後の結果なりとして諦らむる外なき者ならん

或人の說に日本人が宗教に淡泊にして冥界死後の事を顧みざるは耶蘇教國民の聽て甚だ驚く所にして縱へ野蠻の國なりとも必ず宗教はある者なるに日本人の獨り格外なるは不思議なりとて頻に其解釋に苦めども日本の社會には寺院と墓地と古來より一種密接の關係ありて死者の追善供養の道は其菩提所たる本寺に任せて安全なるは西洋に其例なしと稱して可ならん西洋に於ては禮拜堂の設ありと雖も各日曜其他耶蘇祭祀の當日に信徒相會して敬神の誠を表するの外復た他に家人の忌日命日を吊はんとて日本の如く其禮を盡すに非ず即ち西洋の寺參りはゴッドに敬禮を致す爲めの方便なれども日本の寺參りは之に反し一族亡者の利生を圖りて菩提所に詣づる者なれば日本の佛教に墓地と寺院との關係あるは西洋の教法にゴッドと禮拜堂と相離れざるに異ならず佛教の爲めに論ずれば寺院は各檀家の菩提所たる資格を備ふることそ大切なれ若しも異宗門たる耶蘇教徒の遺骸を其寺內に葬むるとあるに於ては前條の資格は忽ち破れざるを得ず教法上由々しき大事なれば佛教寺院の墓地には他宗信者の遺體を交へしめずして其區別を正ふすると嚴護法城の大義に於て然らざるを得ざるの理なりと其所論の細目は兎も角も大要日本佛教の墓地は宗派に直接の關係ありて之に他宗信徒の合葬を許す時は教義の本體を傷くべしと云ふの旨趣は我輩の異議なき所なり古來の事迹に就て見るに全國の墓地は一として佛門の所屬たらざるなく八宗の門派區々に別れて寺院の數に限りなけれども寺院あれば必ず附屬の墓地あり或は直に之に屬せざるも習慣に於て某寺院と某墓地との間に密着の關係を生じて其秩序を亂さず以て宗教信心の維持を助けたるもの〻如し今まの秩序を度外視して人事を害したる一例を示さんに德川の時代に或る地方にて儒教の流行非常にして遂に冠婚葬祭の禮をも殺風景なる儒道の筆法に模寫し甚しきは儒者が自ら棺槨衣衾を司りて僧侶の職を奪ひ之を儒葬式と唱へて佛教を排擊するの一手段となしたる者ありしが隨て其結果を尋ぬれば佛教寺院の外に獨立の墓地を生じ死者の遺骸は斂むるに處あれども其靈を祭るに寺院なくして物換り星移るの間に葬祭の式紊れたるのみならず其墓地は荒頽零落に歸し人の復た吊ふ者なくして永く其始末に苦むは儒教主義の墓地比々皆然らざるはなし寺院と墓地との間は其關係の密接して人事世教に影響するの大なると斯の如し然るに今日耶蘇教を公認するの擧と與に耶蘇教信徒の從前最も苦情を訴へたる埋葬の制限を破り異宗混同の墓地を作ることもあらんには佛教の大本は動搖せざらんと欲するも得べからず故に我輩は宗教不問の大義を贊成すると與に佛教墓地の制を保護し其秩序を失はしめざるを以て經世に大切なりと信ずる者なり

(完)

官報

朕內閣臨時修史局廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿一年十月廿九日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆

勅令第七十二號

內閣臨時修史局ヲ廢ス

○司法省訓令第十五號　裁判所

親族ノ保管ニ係ル失踪又ハ死亡跡遺留財產ノ賣却交換若クハ質入書入ニ關スル認許請求書ハ保管人又ハ其代人出頭ノ上差出ス可キ儀ト心得可シ

明治廿一年十月三十日　司法大臣伯爵山田顯義

○修史局廢止　內閣臨時修史局廢せられたる處從來同局著手の修史事業は帝國大學に屬せられたり

○講授囑托　東京美術學校に於ては去る十六日文學博士黑川眞賴に和文學及史學の講授を囑托せり(文部省)

○教師解囑　帝國大學醫科大學看護法及看護術教師アグニーズ、ヴェッチ女は去る二十六日囑托滿期に付き解囑せり(文部省)

○鐵道開業免狀下付　伊豫鐵道會社鐵道松山三津ヶ濱間線路落成に付き監查の上去る二十六日開業免狀を下付せり(鐵道局)

○汽車進覽　北部鐵道は昨年海軍衙門の奏議に據り唐山開平乃至天津紫竹林間の敷設を竣り其成績を觀て天津北京間の敷設と他の北方山海關に至る線路に着手することに決定せしなり今回該衙門は開平天津間の鐵路は充分の成效ありしを以て直に他線の敷設に着手するに付き皇帝の御覽を請ふことに決し既に北洋大臣に照會し昨年小蒸汽船を昆明湖に送達せし例に倣ひ輕便鐵軌を用ひ汽車數輛を北京に送付せしめ先づ醇親王の檢閱を經て海淀又は西苑離宮に於て皇帝の御覽を請ふ由にて目下左右翼技勇營の練兵二百名を派し右汽車運送に使用するため天津に向はしめたりと云ふ(十月十八日上海申報)

○警察令第十四號

明治二十年警察令第六號圊溷芥溜下水取締規則第十二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但屎尿ヲ船中ニ移スハ日沒ヨリ日出迄ニ限ル

明治廿一年十月三十日　警視總監折田平內

警察令第十四號參照

明治二十年四月警察令第六號圊溷芥溜下水取締規則抄出

第十二條　屎尿船ハ定メアル場所ノ外繫留スヘカラス

○全國民籍戶口總數　內務省ニ於テ調査セル昨二十年十二月三十一日現在全國ノ戶數ハ七百七十七萬九百五十六戶、人口ハ三千九百六萬九千七人ニシテ內男千九百七十三萬千三百五十四人、女千九百三十三萬七千六百五十三人ナリ又族籍ヲ別ツトキハ華族三千八百十六人、士族百九十五萬四千五百九十一人、平民三千七百十萬七千八百八十一人族別未報告ノ分二千七百十九人ナリ而シテ其年齡別及府縣別人口戶數ハ左ノ如シ(內務省)

年齡別	男	女	合計
一年	四八八、六四〇	四七〇、〇二五	九五八、六六五
二年	四七九、九六二	四七〇、五五七	九五〇、五一九
三年	四五二、五四六	四四一、九七三	八九四、五一九
四年	四四三、四〇六	四三六、四五〇	八七九、八五六
五年	四五七、〇五九	四五〇、六九一	九〇七、七五〇
六年	四四九、一八二	四三八、七九三	八八七、九七五
七年	四五〇、五六六	四四四、五〇三	八九五、〇六九
八年	四三八、七四三	四二八、九九九	八六七、七四二
九年	四四一、四九六	四三二、六二七	八七四、一二三
十年	四三八、一六八	四二六、六九七	八六四、八六五
十一年	四二六、三七四	四一三、九五五	八四〇、三二九
十二年	四四四、五〇四	四三四、〇一五	八七八、五一九
十三年	四一〇、五八三	四〇一、三七九	八一一、九六二
十四年	三九九、六〇三	三九二、一二一	七九一、七二四
十五年	三九五、五二二	三八七、一三一	七八二、六五三
十六年	三五三、六四一	三四三、〇〇一	六九六、六四二
十七年	三二九、二四四	三一八、三七〇	六四七、六一四
十八年	三一八、四一〇	三〇九、七〇一	六二八、一一一
十九年	三二〇、八一〇	三一三、二九五	六三四、一〇五
二十年	三六六、九二八	三五六、九〇八	七二三、八三六
二十一年	三三三、六三四	三二七、三四八	六六〇、九八二
二十二年	三二七、八三一	三一六、三九六	六四四、二二七
二十三年	三五五、四四六	三四二、五三三	六九七、九七九
二十四年	三三九、四五三	三二八、四三五	六六七、八八八
二十五年	二八九、三九五	二八三、三七六	五七二、七七一
二十六年	二六九、五一四	二六二、九六八	五三二、四八二
二十七年	二五三、〇二六	二四六、〇七一	四九九、〇九七
二十八年	二八五、六三〇	二七四、六七二	五六〇、三〇二
二十九年	二八五、五三五	二八〇、七四一	五六六、二七六
三十年	三〇九、一四八	二九四、〇三二	六〇三、一八〇
三十一年	三〇七、四三二	二九五、八九五	六〇三、三二七
三十二年	二九九、五八五	二八六、三八六	五八五、九七一
三十三年	二九五、一五八	二八一、三八六	五七六、五四四
三十四年	三〇二、八八六	二八六、三五四	五八九、二四〇
三十五年	二九六、二三七	二七九、一三八	五七五、三七五
三十六年	三〇一、九四五	二八〇、六八五	五八二、六三〇
三十七年	二五七、七六二	二四五、二九〇	五〇三、〇五二
三十八年	二七一、四三一	二五五、四二五	五二六、八五六
三十九年	二九一、〇四一	二七四、五六七	五六五、六〇八
四十年	二七七、八五二	二五七、五四四	五三五、三九六
四十一年	二六四、三四九	二五三、一二三	五一七、四七二
四十二年	二四六、二〇九	二〇六、四〇三	四五二、六一二
四十三年	二五三、九五三	二四五、六八四	四九九、六三七
四十四年	二四〇、五二四	二二四、四五三	四六四、九七七
四十五年	二四五、一九七	二二七、三九〇	四七二、五八七
四十六年	二一五、〇七五	一九九、二〇七	四一四、二八二
四十七年	二一八、六七四	二〇二、七八四	四二一、四五八
四十八年	二〇六、七五八	一九三、四六八	四〇〇、二二六
四十九年	一九〇、四七八	一七八、五七一	三六九、〇四九
五十年	一七六、一三〇	一六六、九四六	三四三、〇七六
五十一年	一四七、〇〇九	一四四、二三五	二九一、二四四
五十二年	一七四、〇六〇	一六六、一四一	三四〇、二〇一
五十三年	一七四、四三五	一七〇、二六八	三四四、七〇三
五十四年	一六二、六九七	一五六、八八七	三一九、五八四
五十五年	一六〇、三一八	一六〇、七五五	三二一、〇七三
五十六年	一七三、八三五	一七一、五〇一	三四五、三三六
五十七年	一五七、〇六二	一五六、〇五三	三一三、一一五
五十八年	一七〇、四三二	一六四、五〇〇	三三四、九三二
五十九年	一四五、八九〇	一四七、七四二	二九三、六三二
六十年	一四七、一五五	一五一、八二七	二九八、七八二
六十一年	一四一、七一四	一四四、三三六	二八六、〇五〇
六十二年	一二七、二三三	一三一、四〇二	二五八、六三五
六十三年	一二九、四八三	一三五、三〇五	二六四、七八六
六十四年	一二一、四二一	一二七、四九〇	二四八、九一一
六十五年	一一〇、七九九	一一八、二〇八	二二九、〇〇七
六十六年	一一二、八七七	一一八、三二八	二三一、二〇五

府縣別　東京　京都　大阪　神奈川　兵庫　長崎　新潟　埼玉　千葉　茨城　群馬　栃木　奈良　三重　愛知　靜岡　山梨　滋賀　岐阜　長野　宮城　福島　岩手　青森　山形　秋田　福井　石川　富山　鳥取　島根　岡山　廣島　山口　和歌山　德島　愛媛　高知　福岡　大分　佐賀　熊本